

国際平和人権国家日本への道

友 永 健 三

はじめに

昨年九月二十二日、中曽根首相が自由民主党主催の研修会で、日・米の「知的水準」に言及して、次のような差別講演をおこなったことは記憶に新しい。

「米国では、黒人とか、プエルトリコとかメキシカンとか、そういうのが相当おつて、平均的にみたら非常にまだ低い。」

この発言は、わが国のマスコミによってではなく、最初にアメリカのマスコミによって、重大な問題発言と指摘され、アメリカ国内はもとより、世界六十カ国でとりあげられるところとなった。⁽¹⁾

思い切った方向を打ち出していく必要があると確信しているものであり、この一文も、その一助になればと念ずるものである。

幸い、筆者は、中曽根首相の差別発言に抗議する為に、部落解放同盟中央本部などの招きで、昨年十二月八日から十二日まで来日した、アメリカのジェシー・ジャクソン師（「虹の連合」〈Rainbow Coalition〉代表）に、事務局の一員として同行することができ、多くのことを学ぶ機会を得たので、そのこともおまわせて、この一文をまとめたものである。⁽²⁾

中曽根発言の差別性

ところで、中曽根首相による、日・米の知的水準にふれた発言の、一体どこに差別性があるのかという問題から、考えてみたい。

昨年の九月二十二日に、首相の発言があつて以降、おそまきながら、日本のマスコミも首相の発言問題を取り上げ出したが、筆者がみた限り、首相の発言の差別性を明確に指摘した記事なり、解説は極めて少なかったといわねばならない。⁽³⁾

従つて、庶民の立場からみれば、大きな問題になつてい

とりわけアメリカでは、差別をされた黒人を始めとしたマイノリティーの代表からの抗議だけでなく、上・下両院において抗議の決議案が提出される寸前にまでなるという状況の下で、ついに中曽根首相は、昨年九月二十七日米国民に対して謝罪するとともに、十月三日の衆議院予算委員会で、日本国民に対しても謝罪した。

現在では、これで、事態が落ち着いたかようになってい

るが、果たしてそうであろうか。

筆者は、中曽根首相による差別発言問題は、首相個人の問題としてすませてしまふのではなく（もちろん首相という公的立場にある個人の責任は大きく、それなりの反省が求められることは当然であるが）わが国の企業なり国民が持つ「差別体質」の問題として把え、深く分析し、新しい

ことは分るが、一体どこに差別性があるのか、また、どのように考えていけばよいのかわからないということになつてしまつてはいないだろうか。

もっといえば、これからは、アメリカの黒人やプエルトリコの人々、さらにはメキシコ系の人々について言及するときは、「気をつけて発言する」か、「ふれない方がよい」といったことになつてしまつてはいないだろうか。

これでは、事態は全く改善されていないどころか、逆に悪くなつていくといわねばならない。

そこで、筆者なりに、中曽根首相発言の差別性を考えてみたい。首相の発言の差別性は以下の三点に帰着するのはなからうか。

第一の問題点は、事実を正確に把えず、一面的にキメ付けてしまつているところである。具体的にいえば、首相の発言によれば、黒人やプエルトリコ（の人々）とかメキシカンは、知的水準が低い、と一方的に断定してしまつてい

る。

しかし、現実には、首相に指摘されたグループの中には、読み書きに不自由する人々がいることは事実であるが、同時に、数多くの学者や弁護士、作家や芸術家さらには政治家も輩出しているのである。

この点に関して、ジェシー・ジャクソン師は、次のよう

に指摘している。

「人びとのいかなる『集団』も他の集団よりも知的にすぐれても、劣ってもありません。また、米国において、読み書きのできない人びとがもっとも多いのは、白人であって、有色の人びとではありません。したがって、日本のような誇り高い、勤勉な民族の指導者が否定的な固定観念をくり返すのは、野蛮な冒とくであります。」

第二の問題点は、黒人やプエルトリコの人々、さらにはメキシカンの中に読み書きのできない人々が少なからず存在しているとしても、それは、もともと彼らが劣っている集団だからではなく、歴史的、社会的条件の下で、そうなっているにすぎないという点をみていないことにある。

現に、アメリカでは、一九六〇年代に、故マルチン・ルーサー・キング牧師等によって展開された公民権運動の結果、マイノリティーに対する差別を禁止するだけではなく、差別の結果つくり出された低位な実態を改善するため、特別の積極的な施策(Affirmative Action)が実施され、一定の成果があがるところとなっている。⁽⁵⁾中曽根首相の発言は、このことへの理解を全く欠いたものとなっている。

第三の問題点は、中曽根首相自身による、「私が主張しなかったのは、アメリカは多人種・多民族国家だから、教

のとなっているという問題がある。

なお、中曽根首相は、講演の中で、「私は月一回『総理に聞く』という(テレビ)番組があるが、非常に注意して出ている。女性は『あっ、今度のネクタイはどんな色をしているか』と、そんなことを一番見る。何を言ったか覚えていないらしい。しかし、ネクタイはどうであったとか、服がどうであったか、とかはよく見る、よく聞かれる」という、これまた重大な差別発言をしている。

首相は、この女性差別を国会で追及された際、「ユーモアを込めていった。女性の審美眼が発達してきていることを強調したまで」と差別発言を上ぬりする「釈明」をおこなっているが、随筆家の岡部伊都子さんは「『アメリカでなら、それで政治生命はおしまい』とおどろくアメリカ人」と痛烈な批判をされていることを紹介しておこう。

日本企業の差別体質

中曽根首相による差別発言は、単に首相個人が持つ差別意識が表面化したものではなく、日本の体質、とりわけ日本の企業の体質が表面化したものでもある。

例えば、日米貿易摩擦の問題が叫ばれて久しいが、自動車や電器製品など日本の商品が大量にアメリカに輸出され

育であれ、何んであれやりにくい。その点、日本は単一民族だからやりやすい。」との、当初なされていた弁解との関連で生じてくる問題である。

この弁解は、二重の意味で誤りであり、差別である。

まず、アメリカはもとより、今日世界的には「異なっている権利」あるいは「共に生きる権利」をみとめていこう、そしてそのことの方が、より大きな発展を、その社会に保障するという考え方が定着しているが、首相の弁解は、これを全く理解せず、異なった存在を排除した社会の方がすぐれているという考え方に立っている点である。⁽⁶⁾

そして、このような、異なった存在を否定する考え方が、日本の国内についても、アイヌ民族や在日韓国・朝鮮人などの少数民族の存在を否定し、深刻な部落差別の存在を直視しようとしないうという重大な問題が生じているのであるが、この点に関しては、後ほど少し詳しくふれることとする。

以上、三点にわたって、中曽根首相の差別発言の問題点を指摘したが、その根底には、「すべて人間は、生れながら自由で、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、同胞の精神をもって互に行動しなければならぬ」という、世界人権宣言の第一条に盛り込まれている、人類社会が到達した大原則を否定するも

ている。その日本が輸出した商品を、アメリカでは、白人はもとより、中曽根首相が侮辱した、黒人をはじめとした少数者によっても大量に購入されているのである。

ところが、日本の企業は、黒人をはじめとした少数者の人々を消費者としてはみていても、販売者(ディーラー)としては評価していない現実がある。

また、最近、貿易摩擦を回避するとともに、円高の進行による打撃をきりぬけるために、アメリカに工場を建設するなど、資本進出する動きが急速に強まっているが、この分野においても、日本の企業の差別体質が指摘されている。

例えば、工場を建てるとしても黒人をはじめとしたマイノリティーの業者に依頼しないし、人を雇うにしてもマイノリティーを採用しない。また、預金や融資の面で銀行を利用する場合でもマイノリティーが中心になって経営している銀行を使わない。さらには新聞や雑誌に広告を掲載するのにも、マイノリティーの人々がやっている新聞や雑誌には広告を出さない等々の問題がある。

これらの問題は、二重の問題を持っている。一つは、先に紹介した、アメリカにおいて黒人をはじめとしたマイノリティーの人々に対する差別を撤廃するための特別施策(Affirmative Action)を理解しておらず、差別の現状を

固定することに加担していることである。

もう一つは、実は、この行為の内に、日本の企業自身が持っている差別体質、即ち黒人をはじめとしたマイノリティーの人々を単に消費者としてのみ捉え、生産者、さらには取り引き相手(パートナー)として評価していないというところ、が如実にあらわれているということである。

まさしく日本の企業も、「黒人やプエルトリコの人々、さらにはメキシカンを知的水準において劣っている」と断定して、対応しているといわれても、いたしかたない現実があるといわねばならない。

中曽根首相による差別発言がアメリカにおいて深刻な抗議を呼んだ背景には、実は、以上に紹介したような問題が存在していたのである。

この点は、ジェシー・ジャクソン師が、昨年十二月来日し、トヨタやソニー、ナショナルやマツダの首脳と会談した際、とくに強調されている点であるが、今後の具体的な対応が迫られている。

また、この点に関連して、雑誌『WILL』六二号(中央公論社、一九八七年二月発行)で、毎日新聞の小西昭之北米総局長が「中曽根首相『知的水準発言』の代価」と題した一文を寄せ、その中で、今後、日本の企業がアメリカにおいて少数民族の問題を考慮した対応として、①雇用、②職

業訓練、③販売権、④銀行預金、⑤広告・PR、⑥政治献金、⑦学術・文化交流、⑧地域福祉、の八点をあげているが、まさしく、これらの課題に対する具体的な対応が求められているのである。

なお、ジェシー・ジャクソン師が来日した際、マツダに提出された「提案」を、資料として本稿の末尾に紹介するが、その内容は、差別撤廃を求める運動を展開する上にあって、実に興味深いものとなっている。

とりわけ、差別撤廃を単に観念の問題として捉えるのではなく、被差別者が置かれている経済状態の問題として捉えていること、そしてその観点から、実に具体的な要求を提出していることが注目されよう。つまり、被差別者の経済的地位が、全ゆる領域において高まり、それが社会的に定着し、現実の評価されることによって、偏見も除去されていくという考え方が根底にあることが分る。

日本の足元の問題

「最も弱い立場に置かれた人々、たとえば胎児、子ども、老人、貧しい人々、疎外された人々をどのように扱うか、それによって人の価値が測られる、と私たちは教えられてきました。日本が部落民やアイヌ民族、在日韓国・朝

鮮人をどう扱うかは、この国の価値を測る尺度となりま

す。」⁽¹⁾これは、ジェシー・ジャクソン師の日本での講演の中の一節であるが、まさしく、この指摘のとおりである。

先に紹介したように、中曽根首相は、アメリカにおける黒人をはじめとした少数民族を差別しただけでなく、差別発言の弁解において、日本における少数民族を否定するという重大な差別発言をおこなった。

皮肉にも、この首相の弁解によって、日本における差別問題が、各方面において、大きくとりあげられることとなった。周知のように、日本には、北海道を中心にアイヌ民族が生活している。彼らは、独自の言語とすぐれた固有の文化を持っているが、今日、経済状態や教育の面において、差別の結果困難な状況下におかれている。そのみならず、就職や結婚、学校教育の中においてすら差別を受けている。⁽²⁾

わが国において、アイヌ民族が差別された状況に置かれていることを象徴的に示しているものが、「北海道旧土人保護法」(一八九九年制定)の存在である。この法律は、その名称からして、すでに差別的なものであるが、その内容も農耕による定着化促進を目的としたものにどどまっており、わが国における先住民としてのアイヌ民族に対する

人権を保障した法律ではない。

そこで、一九八四年以降、北海道ウタリ協会等によって、「アイヌ民族に関する法律」の制定が求められることとなつていく。⁽³⁾

中曽根首相の一連の差別発言によって、アイヌ民族の置かれている現状、さらには「北海道旧土人保護法」の持つ問題点が浮きぼりにされたが、政府・与党は、単に法律の名称を変更することによって、お茶をにごそうとしているが、これでは問題の解決に全くならないといわねばならない。⁽⁴⁾

ちなみに、今日、国連でも、世界先住民会議が開催され、先住民の経済的地位の向上、独自の文化や言語の尊重、政治的地位の保障等が主張されていることを指摘しておこう。⁽⁵⁾

また、わが国には、七十万人を超す、在日韓国・朝鮮人が、定住外国人として生活している。

彼らもまた、経済状態や教育の分野において、差別の結果低位な状況に置かれており、就職や結婚等の分野において深刻な差別を受けている。⁽⁶⁾

彼らが受けている差別の現状を象徴する問題が、外国人登録に際しての指紋捺捺の強制である。この問題についても、国内はもとより、国際的な批難が高まる中で、政府

は、指紋押捺一回限りという方式に切り変えることによつて、それをかわそうとしているが、これも、根本的な解決とはなっていない。¹³⁾

さらに、わが国には、身分差別に起因した問題として部落差別の問題がある。周知のように、この問題は、織豊政権から江戸の初期に確立された差別問題であり、四百年に達する永き差別の歴史を持っている。

部落差別の現実をみたとき、住環境の改善は多少改善されてきたとはいえ、経済状況や教育の分野においては、また歴然とした差別の実態があるし、結婚や就職における差別事件は跡をたたず、部落差別をして、ひらき直るといった事件も増えてきている現状がある。¹⁴⁾

にも拘わらず、政府は、現行の「地域改善対策特別措置法」の期限切れ後に、残された環境改善を中心とした残事業を実施するための「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」といった五年間の期限付きの法律を制定したにすぎない。

これでは、部落問題の根本的な解決には程遠く、部落問題の根本的な解決を達成するためには、今日、国民運動として大きく盛り上っている部落解放基本法こそが制定されなければならぬ。¹⁵⁾

遅れている人権条約の批准

今日、日本の経済力は、世界で二位とか三位にあるといわれているし、軍事力でも、すでに世界で七位か八位であるといわれている。

しかし、人権の分野ではどうであろうか。

今日までのところ、国連だけでも、二十二もの人権に関する条約が採択されているが、日本が加盟しているのは、わずか七条約にすぎない。

この他、ILO（国際労働機関）やユネスコでも、差別撤廃に関する条約を採択しているが、わが国は、これらの条約にも入っていない。

これでは、「貿易黒字国であっても、人権では赤字国である」（ジュシー・ジャクソン師）といわれても仕方のない状況である。¹⁶⁾

とりわけ、その中でも、「全ゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」（以下「人種差別撤廃条約」と略）に、わが国が入っていないことが、中曽根首相の差別発言との関係で、クロースアップされることとなった。¹⁷⁾

ところで、この人種差別撤廃条約は、ネオ・ナチズムの台頭を前に、これを断固排除するために、一九六五年十二

月に国連で採択された条約で、一九六九年一月に発効し、今日一二四カ国もの締結国をみている条約である。¹⁸⁾

現在、国連の加盟国は一五四カ国であるから、実に四分の三以上が、この条約の当事国になっているということであり、まさしく国際的な常識となっている条約であるが、日本は、この条約に、批准はおろか、調印（政府の意志表示）すらしていないのである。

この条約は、まずその前文において「人種的相違に基づきいかなる優越主義も科学的に誤りであり、道徳的に非難されるべきであり、また社会的に不当かつ危険であること」と「人種、皮膚の色、又は民族的出身を理由にした人間の差別が、諸国間の友好的かつ平和的關係に障害となること、並びに諸国人民の間の平和及び安全と同一の国内に隣接して生活する人々の調和をも乱すおそれがあること」を明確に指摘している。（中曽根首相発言は、この前文の立場からみれば、大変な発言であることは明確である。）

次いで、この条約が対象とする差別の事由は広く、性と宗教に起因する差別（これらの差別については別に条約があるが、準備中である）、以外の広範な差別の撤廃を目的としており、日本では、部落差別、在日韓国・朝鮮人に対する差別、さらにはアイヌ民族に対する差別などが、対象となってくる。

この条約では、差別撤廃のための具体的な手段として、以下の三つの方策を定めている。

第一は、差別の禁止、とりわけ人種優越思想の流布や煽動、さらにはこれを目的とした団体を結成したり、これを援助することを犯罪として処罰することを求めている。（第四条）

第二には、差別の結果低位な状況におかれているとき、政府は、特別の積極的な施策を実施しなければならないとしている。（第二条・二項）

第三には、差別意識についてであるが、これについては、教育・文化・マスメディアを通じて積極的に働きかけることによって、撤廃することを求めている。

以上紹介した三つの方策は、この条約がすでに一二四カ国もの締結国があるという事実を踏まえるとき、差別撤廃の国際的原則といってもよいものであるが、わが国では、その理解が極めて弱く、具体化がなされていない。

ところで、この条約の早期完全批准を求めた日本社会党の土井たか子議員（委員長）の国会での代表質問に答えて、中曽根首相は、『人種差別撤廃条約』の問題ですが、この問題は、前向きにいままで深く検討してきたところがございます。しかし、わが国憲法の『表現の自由』等々との問題がございまして、いま慎重に検討しているところで

ございます。すなわち、この条約におきましては、人種優越または、憎悪にもとづく思想のあらゆる宣布、あるいは煽動、こういうようなことは、実は処罰の対象となっております。こうなりますと、日本国憲法の十九条「思想および良心の自由はこれを侵してはならない」、あるいは二十一条の『集会・結社および出版、その他いっさいの表現の自由は、これを保障する』、こういう憲法の条文に抵触する恐れがあるわけです。そういう意味において、いま慎重に検討しているということを報告申し上げます」と答弁している。(一九八七年二月二日)

つまり、この条約の第四条が、わが国の憲法で定めている「表現の自由」や「結社の自由」と抵触するというのである。

しかしながら、一方で、わが国の憲法は、第一四条で「差別を禁止」しており、第二二条では「基本的人権の濫用」を戒めている。また、わが国は、一九七九年六月国際人権規約に批准したが、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(「自由権規約」又は「B規約」と略)の第二〇条では、「戦争宣伝と差別煽動は法律によって禁止されなければならない」と定められており、わが国は、これを履行する義務がある。

また、この条約に入った一二四カ国の国はいずれの国を

おわりに

人種差別撤廃条約に調印し、批准することは、様々な意味において重要な意義がある。

なによりもまず、中曽根首相自身による差別発言の具体的な反省になるという点がある。

次いで、日本に存在する部落差別や在日韓国・朝鮮人に対する差別、さらにはアイヌ民族に対する差別撤廃に役立つということである。なお、この点について、若干補足するが、わが国は一九八五年六月に「あらゆる形態の女子差別撤廃に関する国際条約」(「女子差別撤廃条約」)に批准したが、それとの関係で、国籍法を父母両系主義に改正したこと、さらには男女雇用機会均等法が制定されたことは、各方面で周知のところである。

つまり、条約に違反した法律は改められなければならない、条約にあって国内で法律がないもの(とりわけ処罰を伴うもの)については、国内法が制定されなければ、条約に入れないのである。

ということとは、この条約に入り、誠実にこの条約を履行しようとするれば、部落解放基本法やアイヌ民族に関する法律の制定は避けられないし、在日韓国・朝鮮人に対する差

問わず、「表現の自由」なり「結社の自由」と、この条約の第四条との関係が生み出す問題をかかえているが、ファシズムなりナチズムの苦い教訓——大量虐殺も差別宣伝・煽動から始まった——を踏まえて、両者のバランスを考慮して、国内法を整備してきているのである。

わが国においても、解放令に反対した一揆が部落を襲撃したことを、関東大震災時に朝鮮人を虐殺したこと、さらには、太平洋戦争時に、朝鮮や中国、さらには東南アジアにおいて現地の人々を大量に虐殺したという苦い歴史を持っているという事実を反省した時、この条約の四条を踏まえた国内法を整備すべきである。

人種差別撤廃条約の批准にあたって、「表現の自由」と「結社の自由」について、これほどまでに慎重な中曽根首相は、それこそ「表現の自由」を脅かすとの批判が強い「国家秘密保護法」の制定には、なみなみならぬ意欲を示しているのである。

しかし、中曽根首相の差別発言に対する国際的な鋭い反発をみても明らかのように、日本の将来をおびやかすものは、「国家秘密保護法」がないことではなく、人種差別が明確に禁止され、根絶されていないことである。

別も抜本的に撤廃しなければならなくなるのである。

第三には、真に尊敬される国際国家日本となるためにも、この条約に入ることが求められている。

近年のわが国の国際化には目を見張るものがある。それは、一方では、わが国から、経済活動を中心に観光も含めて海外に出ていくことが多くなっていることであらわれている。他方で、海外から、これまた経済活動や観光で数多くの人々が、わが国に、入ってきている。

この両面で、差別問題、人権問題が必ず生じてくる。例えば、フィリピンを始めとした東南アジアからの外国人労働者の問題が最近急増の兆しをみせているが、現状においては深刻な差別問題・人権問題をひきおこすおそれが多分にある。

また、海外進出との面で、考えなければならない問題は、三井物産の若王子支店長の誘拐事件である。この問題は、幸い、関係者の努力で、一三六日ぶりに無事救出されたが、日本の現状において、この種の問題が続発した場合、わが国の世論がいかなる方向にむかうか、という問題がある。

現地の国にはまかせておれない。日本から軍隊を送っても「重大な権益を守れ」ということになりはしないかと心配するのは、筆者だけの取り越し苦労であろうか。

しかし、この道こそ、日中戦争から太平洋戦争への、戦前のわが国が歩んだ道である。

大切なことは、わが国が、海外において、真に尊敬される国家となることであり、その為には、自らにある差別意識を払拭するとともに、経済関係においても、現地の人々を消費者としてのみ把握するのではなく、対等のパートナーとして評価し、処遇することではないだろうか。²²⁾

今、わが国に求められていることは、国際軍事差別国家日本ではなく、国際平和人権国家日本でなければならぬ。²³⁾ そのための第一歩が、人種差別撤廃条約の批准なのである。

(一九八七年四月二日)

注

- (1) 『朝日新聞』一九八六年一〇月一三日
- (2) ジェシー・ジャクソン師の講演等の内容については、以下のものに紹介されている。『月刊社会党』三七二号(一九八七年二月)、『部落解放研究』五四号(一九八七年二月)、『社会啓発情報』三五号(一九八七年二月)、『部落解放』二五九号(一九八七年三月)。
- (3) 中曽根首相の発言の問題を比較的的確に指摘したものと、『朝日新聞』一九八六年九月二七日の「社説」と、NH

る法律の制定を求めて」前掲『世界はいま』所収参照。

- (12) グドムンドゥール・アルフレッドソン「国連第四回先住民会議について」『部落解放研究』五四号(一九八七年二月所収)参照のこと。
- (13) 前掲『人間の尊厳』中の「在日韓国・朝鮮人差別編」参照。
- (14) 志賀勝、ロバート・リケット「包囲される指紋捺捺問題」『エコノミスト』一九八七年三月一七号所収参照。
- (15) 『人間の尊厳』中の「部落差別編」参照。
- (16) 現在提案されている「新法案」の問題点については、この紀要に掲載している「部落解放基本法制定を求める学者・文化関係者全国集い、開かれる〈へ基調〉」を参照のこと。
- (17) ジェシー・ジャクソン「人間の平和と尊厳を未来に」『社会啓発情報』三五号(一九八七年二月)三〇ページ
- (18) 一九八七年一〇月二日、中曽根首相は外務省の国連局長と法務省の刑事局長を首相官邸に呼び、人種差別撤廃条約の批准について協議していることが、『日本経済新聞』や『読売新聞』で報道されている。
- (19) 人種差別撤廃条約については、部落解放研究所編『人種差別撤廃条約の早期完全批准のために』(一九八一年)参照。
- (20) 人種差別撤廃条約の四条については、部落解放研究所人権部会編『人種差別撤廃条約第四条・七条の実施に関する研究報告』(一九八四年)参照。
- (21) 例えば、『朝日新聞』一九八六年七月二六日に「急増する

Kの高橋祥起解説委員によっておこなわれた「あすへの展望—人種差別と政治の責任」一九八六年二月一四日放映(『社会啓発情報』三五号、一九八七年二月所収)がある。

- (4) 『世界政治—論評と資料』一九八六年十一月・上
- (5) アメリカにおけるアフターマティブ・アクションについては、横田耕一教授の執筆になる「アメリカにおける差別撤廃法」(『世界はいま—諸外国の差別撤廃法と日本』一九八五年二月所収)を参照のこと。
- (6) アメリカにおける差別撤廃の流れは、形式的平等から実質的平等へ、さらには異なった価値体系間の平等へと拡大してきているが、この点に関しては、T・I・エスマン著 木下毅訳『現代アメリカ憲法』(東京大学出版会)の第四章「法の下の平等」を参照されたい。
- (7) 「鴨川のほとりで」『毎日新聞』一九八六年一〇月七日
- (8) とりわけ、この点に関しては、注(2)に紹介した参考文献の中でも、『部落解放研究』五四号(一九八七年二月)所収の「新たな現実と日米関係」と題した、ジェシー・ジャクソン師の外国人記者クラブでの講演を参照されたい。師は、その中で、日本企業の対応によっては、日本商品のポイコット運動もありえると明確に語っている。
- (9) 『月刊社会党』三七二号(一九八七年二月)一六二頁
- (10) 部落解放研究所編『人間の尊厳』(一九八六年二月)の中の「アイヌ民族編」参照。
- (11) 野村義一「国内少数民族の人権—アイヌ」(22) 民族に関する

アジア男性出稼ぎ」と題した掲載されている。

- (22) 『毎日新聞』一九八七年三月二五日によれば、南米ペルーの首都リマで、東京銀行の支店長が反政府ゲリラに襲撃された記事を掲載している。その背景には、日本の企業の活動のあり方に対する批判や、日本の海外援助のあり方に対する反発がある、との見方も紹介している。この事件をみても、わが国の企業の海外での活動のあり方、さらには、わが国の海外援助の抜本的な見直しが求められているといえよう。
- (23) 中曽根首相による差別発言を藤尾前文部大臣の発言と結びつけて把握することによって、日本におけるナショナリズムの高まりの現われと把握、重大な警戒が必要で、差別発言の速やかな撤回を求める抗議声明が、アメリカの著名な研究者二十名によって、一九八七年三月一四日に発表されている。

(雑誌『世界—特集二十代の世界のイメージ』所収 資料②に、それを紹介する。

マツダ社長に対する ジェシー・ジャクソン師の提案

一九八六十年二月十一日

- (1) 近い将来、貴社が計画しているミシガン州デトロイト郊外の小市フラットロックにある工場への投資により、その新工場は、マツダの自動車を生産することになりませんが、
- (a) その工場で使用する原材料を黒人経営の会社から調達して頂きたい。
- (b) 保険に関しては、黒人経営の保険会社で加入して頂きたい。
- (c) 保険に関しては、黒人経営の銀行を利用して頂きたい。
- (d) 法律業務、会計業務、旅行業務に関して、黒人経営の会社に依頼して頂きたい。
- (e) 米国内に黒人経営の販売店網を作って頂きたい。現在、黒人経営の貴社の販売店はいくつありますか。貴社は、フラットロックの新工場の雇用希望者に対し、テストを行なってきましたが、そのテストは、現在のミシガン州の多くの労働者の実力を越える高い数学の学力を要求するものであるため、本来ならば採用されるはずの労働者の多くが排除される結果を生んでいます。このテストの水準に満たない労働者に対して、学向上のためのプログラムをやることにより、貴社にとっても、労働力確保の上で有益である上、黒人、ヒスパニック系などのマイノリティの経済成長にも貢献できます。このためにはミシガン州政府とデトロイト市の協力も必要となります。
- (b) このテストに関して、貴社は、不十分な学力分野を調べ、適切な処置を講ずるためのものであること、マイノリティを締め出すためのものではないことを、明らかに、示すべきです。現在、不合格で不採用となっても、将来に希望を持たせる具体的なプログラムをつくり、テストは、あくまでも、問題解決の手段、欠点を見つけ、直す手段として使われているにすぎないことをはっきりさせる必要があります。私は、貴社の意図は、マイノリティ排除ではなく、マイノリティを援助するものであると信じたいと思います。
- (3) 新工場は、米国内で、かなりの部品を調達することになるでしょうが、この点でも、マイノリティと協調して仕事を進めていく貴社の意欲を見せて頂きたい。

- (a) デトロイト市を中心に、黒人の自動車部品の販売業者協会がありますので、貴社との協力体制を進めるべく、働きかけて頂きたい。この協会所属の業者から部品調達することにより、貴社の姿勢を、米国内の黒人層にアピールでき、彼らの購買心を動かすことも可能になると思われます。
- (b) 小規模な黒人経営部品製造業者に対し、技術提携を結び、彼らに新技術を指導して、貴社の需要に耐える品質の部品を作れるようにして頂きたい。その合意には、具体的な目標と、その実現のための期限決定の見通しが必要でしょう。
- (4) 自動車業界において、日本の工場はその生産性に関して世界的評価を受けています。そのような工場をアメリカの自動車産業地帯のデトロイト市内や、他の黒人居住地域に建設して頂きたい。
- (a) 立地条件という点で、自動車産業に投入すべき条件が手近に揃うため、まさに好機を生かした生産システムを作り出すことができるでしょう。本来ならば必要となる在庫及び輸送経費の節減になるからです。
- (b) 関連自治体としてのデトロイト市及びミシガン州政府も、人材育成や教育面のみならず、工場建設に関する土地確保などの面でも、助成する意向を示していま

- す。これにより、貴社が予測するよりはるかに、市内の土地確保のコストダウンを計ることができそうです。
- (c) デトロイト市長コールマン・ヤング氏に対して、デトロイト市内での有力候補地を挙げてくれるよう、ぜひ貴社より重役クラスの派遣を送って要請して頂きたい。工場用地以外のデトロイト市の利点として、輸送機関として河川輸送、鉄道及び高速地上輸送網があり、さらに、空港も大型荷物輸送に対応できるよう、現在、拡張中です。また、長期の減税も可能です。もし貴社の方で、市当局との合意に応じて頂くとの合意が成立すれば、すぐ、私共、虹の連合のベル判事に、その会合の準備をさせます。
- (5) 貴社が、黒人及びヒスパニック系の会社及び労働力を使うことにより、米国内の彼らの基本的要求を満たすため、誓約に調印して頂けることを望みます。この誓約には、いつまでに、どの程度の黒人経営の自動車販売網を達成するといったような、具体的な目標達成の期限も、盛り込まれています。貴社との合意に先立つモデルとして、過去、既に他社との間で調印済みの誓約書を、御覧頂ければと思います。同時に、この誓約合意に加盟する組合、金融・法律・建設関係者、旅行者、保険会社、会計士、部品製造業者等のリストもお渡しします。

(注) この提言は一九八六年二月一日、マツダ本社に対し、ジェシー・ジャクソン師が提出したものを翻訳したものである。訳は平沢清美さん。

(資料) ②

〈声明〉

日本の政治家の人種差別発言に抗議する

中曽根首相机下

最近日本の政治指導者が行なった人種差別発言は、将来に不安を及ぼすものであり、傷心に耐えないものであった。過去についての書き換えが必ず未来に対する処方せんを示すものである以上、藤尾前文部大臣の発言や国会における彼の同僚たちの発言は、アジアにおいてかつて日本が果たした政治上・軍事上の侵略的な役割を再演しようとする企てを示唆したものと疑わざるをえない。同様に、中曽根首相が日米両国のマイノリティーに加えた侮蔑的な形容も、経済大国の指導者にふさわしからぬ、嘆かわしい無知と偏狭を露わにしたものである。日米両国においてナショナリズムと人種差別が強まりつつある全般的な状況に照ら

して、これらの無責任な意見表明は、日本自身の公益のみならず、日本、東アジア諸国、米国の将来の関係のあり方にも重大な脅威を与えるものである。

研究者として、日本と東アジアに関心を抱き、米国内の人種差別と積極的に闘ってきたわれわれは、日本でのこの驚くべき事態に抗議し、公職にある日本人が自らの発言を率直かつ無条件に撤回するよう緊急に要求する。同時に、米国においてわれわれと職を同じくする人々が、深い憂慮と憤慨の念を共に表明するよう訴えるものである。

一九八七年三月一四日

- エクバル・アーマド
- ロバート・N・ペラー
- ドミニク・C・N・チュン
- ノーム・チョムスキー
- ジェイム・コンチャ
- ジョン・ダワー
- キャロル・グラック
- ハリリー・ハルトウーニアン
- パイ・シエン・ロン
- ジョセフ・ロー
- ハンブシャー・カレッジ
- カリフォルニア大学
- 南カリフォルニア大学
- マサチューセッツ工科大学
- カリフォルニア大学
- カリフォルニア大学
- コロンビア大学
- シカゴ大学
- カリフォルニア大学
- ウィスコンシン大学

- レオ・O・リー
- ピーター・H・リー
- フレデリック・ジェイムスン
- マサオ・ミヨシ
- テツオ・ナジタ
- イシュメル・リード
- エドワード・W・サイード
- ウィリアム・S・S・テイ
- C・H・ワン
- ワイ・リム・イップ
- シカゴ大学
- ハワイ大学
- デューク大学
- カリフォルニア大学
- シカゴ大学
- ハーバード大学
- コロンビア大学
- カリフォルニア大学
- ワシントン大学
- カリフォルニア大学

大阪の同和教育史

A5判 上製 258頁 3,500円

戦前より戦後の「同対審」答申にいたるまでの大阪の同和教育に関する膨大な資料を基礎に、その歩みを概説。年表付き。

〈おもな目次〉

明治期の教育制度と被差別部落／大正期の被差別部落と教育／融和教育の展開と大阪／夜間小学校の設立と歩み／戦後大阪の同和教育団体の歩み／戦後の教育状況と長欠・不就学問題／実態調査にみる部落の子ども／教科書無償化闘争の教訓／「非行」問題と解放教育／学力テスト反対闘争の意義／戦後同和教育実践の歩み／「同対審」答申以降の同和教育

部落解放年鑑

1985・86年版

A5版 494頁 4,000円

毎年の部落問題の資料を編集。

(社)部落解放研究所

〒556 大阪市浪速区久保吉1-6-12
☎ 06(568)1300 振替大阪7-13183